2002-02

一般社団法人日本原子力学会

育児・介護休業等に関する規約

2021年5月19日　第10回総務財務委員会承認

第１章　目的

（目的）

第１条 本規約は，事務局職員就業規則（規程）（2002）第19条により一般社団法人日本原子力学会（以下，「本会」という）事務局職員（以下，「職員」という）の育児・介護休業，子の看護休暇，介護休暇，育児のための所定外労働の免除，育児・介護のための時間外労働の制限ならびに育児・介護短時間勤務等に関する取り扱いについて定めるものである。

第２章　育児休業制度

（育児休業の対象者）

第２条　育児のために休業することを希望する職員であって，1歳に満たない子と同居し，養育する者は，この規約に定めるところにより育児休業をすることができる。

２　配偶者が職員と同じ日からまたは職員より先に育児休業をしている場合，職員は，子が1歳2ヶ月に達するまでの間で，出生日以後の産前・産後休業期間と育児休業期間との合計が1年を限度として，育児休業をすることができる。

３　次のいずれにも該当する職員は，子が2歳に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお，育児休業を開始しようとする日は，原則として子の1歳の誕生日に限るものとする。

（１）職員または配偶者が原則として子の1歳の誕生日の前日に育児休業をしていること

（２）次のいずれかの事情があること

ア．保育所に入所を希望しているが，入所できない場合

イ．職員の配偶者であって育児休業の対象となる子の親であり，1歳以降育児にあたる予定であった者が，死亡，負傷，疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合

（育児休業の申し出の手続等）

第３条　育児休業をすることを希望する職員は，原則として育児休業を開始しようとする日（以下，「育児休業開始予定日」という）の1ヶ月前（第２条第３項に基づく1歳を超える休業の場合は，2週間前）までに育児休業申出書（様式1）を事務局長に提出することにより申し出るものとする。

２　本会は，育児休業申出書を受け取るにあたり，必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。

３　育児休業申出書が提出されたときは，本会はすみやかに当該育児休業申出書を提出した者に対し，育児休業取扱通知書（様式3）を交付する。

第３章 介護休業制度

（介護休業の対象者）

第４条　要介護状態にある家族を介護する職員は，この規約に定めるところにより介護を必要とする家族1人につき，のべ93日までの範囲で3回を上限とし分割して介護休業をすることができる。

２　この要介護状態にある家族とは，負傷，疾病または身体上もしくは精神上の障害により，2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次の者をいう。

（１）配偶者

（２）父母

（３）子

（４）配偶者の父母

（５）祖父母，兄弟姉妹または孫であって職員が同居し，かつ，扶養している者

（介護休業の申し出の手続等）

第５条　介護休業をすることを希望する職員は，原則として介護休業開始予定日の2週間前までに，介護休業申出書（様式2）を事務局長に提出することにより申し出るものとする。

２　本会は，介護休業申出書を受け取るにあたり，必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。

３　介護休業申出書が提出されたときは，本会はすみやかに当該介護休業申出書を提出した者（以下，この章において「申出者」という）に対し，介護休業取扱通知書（様式3）を交付する。

第４章　子の看護休暇

（子の看護休暇）

第６条　小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員は，負傷し，もしくは疾病にかかった当該子の世話をするために，または当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために，事務局職員就業規則（規程）（2002）第18条に規定する年次有給休暇とは別に，当該子が1人の場合は1年間につき5日，2人以上の場合は1年間につき10日を限度として，子の看護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは，4月1日から翌年3月31日までの期間とする。

２　子の看護休暇は，半日単位および時間単位で取得することができる。

３　取得しようとする者は，原則として，事前に子の看護休暇申出書（様式4）を事務局長に提出することにより申し出るものとする。

第５章　介護休暇

（介護休暇）

第７条　要介護状態にある家族の介護その他の世話をする職員は，事務局職員就業規則（規程）（2002）第18条に規定する年次有給休暇とは別に，当該家族が1人の場合は1年間につき5日，2人以上の場合は1年間につき10日を限度として，介護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは，4月1日から翌年3月31日までの期間とする。

２　介護休暇は，半日単位および時間単位で取得することができる。

３　取得しようとする者は，原則として，事前に介護休暇申出書（様式4）を事務局長に提出することにより申し出るものとする。

第６章　所定外労働の免除

（育児のための所定外労働の免除）

第８条　3歳に満たない子を養育する職員が当該子を養育するために申し出た場合には，事業の正常な運営に支障がある場合を除き，所定労働時間を超えて労働をさせることはない。

２　申し出をしようとする者は，1回につき，1ヶ月以上1年以内の期間（以下，この条において「免除期間」という）について，免除を開始しようとする日（以下，この条において「免除開始予定日」という）および免除を終了しようとする日を明らかにして，原則として，免除開始予定日の1ヶ月前までに，育児のための所定外労働免除申出書（様式5）を事務局長に提出するものとする。この場合において，免除期間は，次条第2項に規定する制限期間と重複しないようにしなければならない。

３　本会は，所定外労働免除申出書を受け取るにあたり，必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。

第７章　時間外労働の制限

（育児・介護のための時間外労働の制限）

第９条　小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育するためまたは要介護状態にある家族を介護する職員が当該家族を介護するために申し出た場合には，事務局職員就業規則（規程）（2002）第11条（時間外および休日の勤務）の規定および時間外労働に関する協定にかかわらず，事業の正常な運営に支障がある場合を除き，1ヶ月について24時間，1年について150時間を超えて時間外労働をさせることはない。

２　申し出をしようとする者は，1回につき，1ヶ月以上1年以内の期間（以下，この条において「制限期間」という）について，制限を開始しようとする日（以下，この条において「制限開始予定日」という）および制限を終了しようとする日を明らかにして，原則として，制限開始予定日の1ヶ月前までに，育児・介護のための時間外労働制限申出書（様式6）を事務局長に提出するものとする。 この場合において，制限期間は，前条第２項に規定する免除期間と重複しないようにしなければならない。

３　本会は，時間外労働制限申出書を受け取るにあたり，必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。

第８章　所定労働時間の短縮措置等

（育児短時間勤務）

第10条　小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員は，申し出ることにより，事務局職員就業規則（規程）（2002）第5条の所定労働時間について，以下のように変更することができる。
所定労働時間を午前9時15分から午後4時15分まで（うち休憩時間は，午前12時から午後1時までの1時間とする）の6時間とする。

２　申し出をしようとする者は，1回につき，1ヶ月以上1年以内の期間について，短縮を開始しようとする日および短縮を終了しようとする日を明らかにして，原則として，短縮開始予定日の 1ヶ月前までに，育児短時間勤務申出書（様式7）により事務局長に申し出なければならない。申出書が提出されたときは，本会は速やかに申出者に対し，育児短時間勤務取扱通知書（様式9）を交付する。その他適用のための手続等については，第3条の規定を準用する。

（介護短時間勤務）

第11条　要介護状態にある家族を介護する職員は，申し出ることにより，事務局職員就業規則（規程）（2002）第5条の所定労働時間について，以下のように変更することができる。
所定労働時間を午前9時15分から午後4時15分まで（うち休憩時間は，午前12時から午後1時までの1時間とする）の6時間とする。２　申し出をしようとする者は，短縮開始の日から3年の間で2回までの範囲で，短縮を開始しようとする日および短縮を終了しようとする日を明らかにして，原則として，短縮開始予定日の2週間前までに，介護短時間勤務申出書（様式8）により事務局長に申し出なければならない。申出書が提出されたときは，本会は速やかに申出者に対し，介護短時間勤務取扱通知書（様式9）を交付する。その他適用のための手続等については，第5条の規定を準用する。

第９章　その他の事項

（給与等の取扱い）

第12条　基本給その他の月ごとに支払われる給与の取扱いは次のとおりとする。

（１）育児・介護休業をした期間については，支給しない。

（２）第６条および第７条の制度の適用を受けた日または時間については，無給とする。

（３）第10条および第11条の制度の適用を受けた期間については，別途定める事務局職員給与規程に基づき，時間給換算した額を基礎とした実労働時間分の基本給と諸手当の全額を支給する。

２　定期昇給は，育児・介護休業の期間中はおこなわないものとし，育児・介護休業期間中に定期昇給日が到来した者については，復職後に昇給させるものとする。第６条～第11条の適用を受けた日または期間については，通常の勤務をしているものとみなす。

３　期末手当については，その算定対象期間に育児・介護休業をした期間が含まれる場合には，出勤日数より日割りで計算した額を支給する。また，その算定対象期間に第10条および第11条の適用を受ける期間がある場合においては，短縮した時間に対する期末手当は支給しない。第６条～第９条の制度の適用を受けた日または期間については，通常の勤務をしているものとみなす。

４　退職金の算定にあたっては，育児・介護休業をした期間は勤務したものとして勤続年数を計算する。第６条～第11条の制度の適用を受けた日または期間は，通常の勤務をしているものとみなす。

（介護休業期間中の社会保険料の取扱い）

第13条　介護休業により給与が支払われない月における社会保険料の被保険者負担分は，各月に本会が納付した額を翌月5日までに職員に請求するものとし，職員は本会が指定する日までに支払うものとする。

（年次有給休暇）

第14条　年次有給休暇の権利発生のための出勤率の算定にあたっては，育児・介護休業をした日ならびに子の看護休暇および介護休暇を取得した日は出勤したものとみなす。

（育児休業等に関するハラスメントの防止）

第15条　すべての職員は第2条から第11条の制度の申し出・利用に関して，当該申し出・利用する職員の就業環境を害する言動を行ってはならない。

２　前項の言動を行ったと認められる職員に対しては，就業規則第63条に基づき，厳正に対処する。

（法令との関係）

第16条　育児・介護休業，子の看護休暇，介護休暇，育児のための所定外労働の免除，育児・介護のための時間外労働および深夜業の制限ならびに所定労働時間の短縮措置等に関して，この規約に定めのないことについては，育児・介護休業法その他の法令の定めるところによる。

（改定）

第17条　本規約の改定は，総務財務委員会が決定し，理事会に報告するものとする。

附則

１　平成26年10月20日　第4回総務財務委員会制定，同日施行
平成26年10月31日　平成26年度第4回理事会報告

２　改定履歴

1. 内規を規約に変更　平成28年2月18日　第8回総務財務委員会承認，平成28年3月22日　第6回理事会報告
2. 平成28年3月17日　第9回総務財務委員会承認，平成28年3月22日　第7回理事会報告
3. 平成29年3月16日　第9回総務財務委員会承認，平成29年3月21日　第7回理事会報告
4. 平成29年12月11日　第5回総務財務委員会承認，平成30年1月31日　第6回理事会報告
5. 2021年5月19日　第10回総務財務委員会承認，2021年5月27日　第8回理事会報告

附則

１　平成28年2月18日改定の規約は，平成28年4月1日から施行する。

２　平成28年3月17日改定の規約は，平成28年4月1日から施行する。

３　平成29年3月16日改定の規約は，平成29年4月1日から施行する。

４　平成29年12月11日改定の規約は，平成30年2月1日から施行する。

５　2021年5月19日改定の規約は，総務財務委員会承認の日から施行する。